

## 平成21年度新潟水俣病関連情報発信事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新潟水俣病関連情報発信事業の推進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付基準)

第2条 この補助金は、別表1に掲げる基準により交付する。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、別記第1号様式による新潟水俣病関連情報発信事業補助金交付申請書2部に次の添付書類2部ずつを添えて、平成21年11月18日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 団体に関する調書（別記第3号様式）
- (3) 役員、職員（事業関連者）名簿（別記第4号様式）
- (4) 団体の目的等についての申立書（別記第5号様式）
- (5) 団体の定款、規約又はこれらに代わるもの
- (6) 直近1年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録
- (7) 本年又は現在の事業計画書及び収支予算書

### (交付決定)

第4条 知事は、第3条の規定により提出された交付申請書を審査の上、補助金の交付を決定し、別記第6号様式により当該申請団体に通知するものとする。

### (交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（事業費の20%に相当する額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかねばならないこと。
- (6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行わなければならないこと。
- (7) 特許権若しくは実用新案権を取得することによって相当の利益が新たに生ずると認

められた場合、又は第11条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることができる。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税うち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額との合計金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

（変更の承認申請）

第6条 第5条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第8号様式による新潟水俣病関連情報発信事業補助金変更承認申請書1部に事業変更計画書（別記第2号様式の2）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項で規定する書類の提出を受けた場合において、内容を審査し、適当と認められるときは、変更を承認した内容を別記第6号様式の2により当該申請団体に通知する。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第7条 第5条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第9号様式による新潟水俣病関連情報発信事業の事業中止（廃止）承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第8条 第5条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、別記第10号様式による新潟水俣病関連情報発信事業の事業中止（廃止）承認申請書1部を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象団体」という。）は交付の決定の内容又は、これに付された条件に不服があるときは、通知を受理した日から起算して15日以内に申請を取り下げることができる。

（実績報告）

第10条 補助対象団体は、全ての補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して、30日以内又は平成22年4月3日までのいずれか早い日とし、別記11様式による実績報告書1部に次の添付書類1部を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 実施した事業の詳細がわかる資料

- 2 第1項の実績報告書は、仕入控除を行う場合にあっては、補助金に係る消費税及び地方消費税を補助金から減額して作成しなければならない。

(額の確定)

第 1 1 条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 1 2 様式による額の確定通知書により当該補助対象団体に通知する。

(補助金の請求等)

第 1 2 条 補助対象団体は、補助金の請求をしようとするときは、別記第 1 3 号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 6 日から施行する。

別表 1

<p>補助事業の対象となる者</p>	<p>以下のいずれかに該当する団体                  (1) 市町村（地方自治法第252条の19に定める市は除く。）                  (2) 法人格を有する団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上あるもの                  (3) 法人格を有しない非営利団体であって、環境学習や人材育成等の事業に係る活動歴が1年以上あるもの</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>新潟水俣病に関する情報・教訓を正しく発信することで、県民の新潟水俣病に対する理解を促進し、地域全体が新潟水俣病患者等を支えるような社会づくりを行うことを目的とした事業で以下のいずれかに該当する事業                  (1) 学校や施設等を訪問し、新潟水俣病問題を後世へ語り継ぎ、環境の大切さを伝える環境学習                  (2) 新潟水俣病問題を正しく理解し、啓発活動を行う人材育成                  (3) その他、上記の目的の達成に資すると認められる事業</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する以下の経費とする。                  報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、工事請負費及び負担金</p>
<p>補助上限額</p>	<p>1団体当たり、1,000千円                  ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における消費税及び地方消費税相当分は除くものとする。</p>